富山県職員人材育成・確保推進会議設置要綱

（目的）

第１条　人口減少・少子高齢化が進む中、社会情勢の変化に柔軟に対応し、持続可能な行政サービスの提供体制を構築するため、富山県職員人材育成・確保推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

(1)　富山県職員の人材育成及び確保に関する事項

(2)　その他座長が必要と認める事項

（組織・委員）

第３条　会議は、知事が委嘱した別表に掲げる委員で構成する。

２　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（役員）

第４条　会議に座長を置く。

２　座長は、知事が指名する。

３　座長は、会議を進行する。

４　座長が出席できないときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　会議は、知事が招集する。

２　会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、知事が会議の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

(1)　富山県情報公開条例（平成１３年富山県条例第３８号）第７条に規定する非開示情報が含まれる事項に関して協議する場合

(2)　公開することにより、会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

３　知事が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務局）

第６条　会議の事務局は、富山県経営管理部人事企画室に置く。

（雑則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関する事項、その他必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和７年５月１日から施行する。

（別表）

富山県職員人材育成・確保推進会議　委員名簿

（五十音順）

役　職　名	氏　名	座長
青山社中㈱　筆頭代表CEO	朝比奈　一郎	○
㈱アイペック　取締役総務部部長	荒木　和	
㈱北陸銀行　人事部ダイバーシティ推進室長	辻本　清美	
人事・行政実務パートナーズ㈱　代表取締役	鳥羽　稔	
共栄大学国際経営学部教授	林　雅子	
有理舎主宰	林・小野　有理	
富山大学経済学部教授	馬　駿	
㈱日本能率協会コンサルティング シニアコンサルタント	宮澤　克己	